

◇大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 放置禁止区域以外の場所で撤去の対象となる自転車等の放置期間を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行することにしました。

(建設局総務部管理課)